

# 村上商工会議所特定退職金共済規程

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規程は、村上商工会議所(以下「商工会議所」という。)が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

### 第2条(定義)

この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

- 2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。
- 3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。
- 4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。
- 5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。
- 6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間(過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。)をいう。
- 7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。
- 8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。
- 9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益(過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。)をもとに計算される額をいう。(次項の過去勤務一括掛金を含む。)
- 10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体(所得税法施行令第73条第1項の規定に基づき事務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。)より引き渡される資産総額に相当する額をいう。
- 11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。
- 12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。
- 13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

## 第2章 退職金共済契約の成立等

### 第3条(契約の締結)

商工会議所の地区内に事業所を有する者(以下「事業主」という。)でなければ退職金共済契約(以下「共済契約」という。)を締結することができない。ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

- 2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
  - (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
  - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
  - (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
  - (4) 加入事業主である法人の役員(使用人兼務役員を除く。)
- 3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。
  - (1) 期間を定めて雇われている者
  - (2) 季節的な仕事のために雇われている者

- (3) 試用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) 休職中の者

4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

#### 第4条(掛金)

共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

- 2 基本掛金および過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。)は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。
- 3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。
- 4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で22口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。
- 5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額(これらの運用による利益を含む。)は共済契約者である事業主に返還しない。

#### 第5条(契約の申込)

共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

#### 第6条(加入日および契約の成立)

商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

- 2 商工会議所は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退職金共済制度被共済者証」(以下「被共済者証」という。)を交付するものとする。
- 3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。
- 4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

### 第3章 基本掛金の払込

#### 第7条(基本掛金の払込)

共済契約者は、被共済者の加入日の属する月(以下「加入月」という。)から、被共済者が退職(死亡退職を含む。)した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。

- 2 第2回目以降の基本掛金(加入月の翌月分以降の掛金をいう。)は、翌月分を当月の20日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

### 第4章 退職給付金等の支給

#### 第8条(退職給付金の支給)

商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。

- (1) 被共済者の申出により第26条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。
  - (2) 被共済者の申出により第27条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
  - (3) 被共済者の申出により第28条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。
- 2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
    - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
    - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

#### 第9条(年金の支給)

商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第8条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

#### 第10条(遺族給付金の支給)

商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

- 2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
  - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

#### 第11条(遺族の範囲および順位)

第9条および第10条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。
  - 3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が2人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

#### 第12条(退職給付金の減額)

商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があった場合においては、退職給付金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く)を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しく損し、または職場規律を著しく乱したとき。
  - (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
  - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があったとき。
- 2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
  - 3 第1項の退職給付金減額の事由および第2項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

#### 第13条(退職給付金減額の申出)

共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
  - (2) 被共済者の氏名
  - (3) 減額の理由となる退職事由
  - (4) 減額すべき額
- 2 商工会議所は、前条第1項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

#### 第14条(支給手続)

共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第26条、第27条第3項および第28条第2項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書
  - (2) 給付金請求書
  - (3) その他商工会議所が必要とする書類
- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。
  - 3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

## 第5章 過去勤務期間の通算

### 第15条(過去勤務期間の通算の申込等)

事業主は、被共済者となるべき従業員(既に被共済者となっている者を含む。)について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。
- 3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。
- 4 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。
- 5 第1項の申込およびその効力については、第5条および第6条の定めを準用する。
- 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

### 第16条(過去勤務掛金の払込および払込期間)

事業主が第15条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間の月数(過去勤務通算期間が5年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。)で均分した額を過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)として毎月払い込まなければならない。この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第4条に定める掛金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該5年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職(死亡退職を含む。)したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。
  - (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
  - (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
    - ① 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
    - ② 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
    - ③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
    - ④ 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を商工会議所と締結した年月日
    - ⑤ その他参考となるべき事項

### 第17条(退職給付金の支給の特例)

過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)の払込が完了した被共済者の第8条第2項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第8条第2項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ-2に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じ

て算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第8条第2項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
  - (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

#### 第18条(年金の支給の特例)

過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上であれば、本人の申出により第17条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

#### 第19条(遺族給付金の支給の特例)

過去勤務掛金(過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。)の払込が完了した被共済者の第10条第2項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第10条第2項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ-2に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

- 2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第10条第2項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
  - (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
  - (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

## 第6章 契約の解除

#### 第20条(契約の解除)

商工会議所または共済契約者は、本条第2項、第3項または第4項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

- 2 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。
  - (1) 共済契約者が、第7条および第16条に定める掛金の払込を怠ったとき。ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。
  - (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- 3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。
  - (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
  - (2) 被共済者が、第3条第2項第3号および第4号に該当する者となったとき。
  - (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。
  - (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。
- 4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。
  - (1) 被共済者の同意を得たとき。
  - (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めるとき。
  - (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。
- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

#### 第21条(契約解除の手續)

商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
- 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情がある

ことを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。

4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を經由して商工会議所へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。

- (1) 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
- (3) 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会議所との共済契約の解除をした年月日
- (4) 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
- (5) その他参考となるべき事項

#### 第22条(解約手当金)

共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額(過去勤務期間を通算した被共済者については、第17条により計算される金額。)と同額とする。
- 3 第20条第3項第3号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。)は支給しない。
- 4 商工会議所は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金(第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。)の額を減額して支給する。
- 5 商工会議所は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

## 第7章 加入口数の変更

#### 第23条(加入口数の変更)

商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者1人につき増口後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。ただし、第2項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。

- 2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。
- 3 加入口数変更の時期は、毎月1日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

#### 第24条(加入口数の変更の手続)

共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 第6条の定めは、加入口数の変更について準用する。

#### 第25条(加入口数変更による給付額の算出方法)

加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第8条、第9条および第10条に定める方法に準じて算出する。

## 第8章 退職金共済制度内における通算

#### 第26条(退職金共済制度内における通算)

商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を經由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
  - ① 当該申出をする被共済者の氏名および住所
  - ② 当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第1項第8号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
  - ③ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または

名称および住所

④ ③における退職の年月日

## 第9章 他の退職金共済制度との通算

### 第27条(他の特定退職金共済制度との通算)

商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

2 受入は以下の条件を全て満たす場合に扱う。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

① 当該申出をする被共済者の氏名および住所

② 当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③ 商工会議所の名称および所在地

④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所

⑤ ④における退職の年月日

3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に扱う。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第1項第8号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

① 当該申出をする被共済者の氏名および住所

② 当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③ 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地

④ 当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者(当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者(共済契約者であった者を含む))の氏名または名称および住所

⑤ ④における退職の年月日

### 第28条(中小企業退職金共済制度との通算)

商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

(1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

(2) この共済契約の被共済者であること。

(3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。

2 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職給

付金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へ通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

## 第10章 管理

### 第29条(退職金共済の事務)

退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取扱う。

### 第30条(会計処理)

商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

### 第31条(資産の運用)

商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、生命保険会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

- 2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

### 第32条(退職金共済審査会)

商工会議所に退職金共済審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。
- 3 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

## 第11章 雑則

### 第33条(加入期間の計算)

退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

### 第34条(退職給付金等の端数処理)

退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

### 第35条(譲渡・担保の禁止)

この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

### 第36条(報告等)

商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。
- 3 共済契約者は、第20条第3項第1号、第2号および第3号に該当する事実が発生したときは遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

### 第37条(退職給付金等の返還)

偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

### 第38条(規程の変更および廃止)

この規程の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

## 付 則



## 第1条(実施時期)

この規程は、昭和48年4月1日から実施する。

## 第2条(過去勤務期間の通算の経過措置)

平成12年8月1日現在(過去勤務期間の通算規定実施日)、共済契約を締結している事業主にあつては、第15条第4項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後2年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第4条第4項の定めに基づいて計算された別に定める額とする。

2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第8条第2項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

- (1) 当該超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき当該超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額
- (2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第17条第1項により算出された退職給付金の額

## 第3条(加入口数の減口の実施時期)

平成7年4月1日

## 第4条(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂に伴う経過措置)

別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日(以後「改訂日」という。)前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2 「第4章退職給付金等の支給」に関する経過措置

- (1) 退職給付金等の額は、第8条第2項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。
  - ① 加入月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額(引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。)に改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
  - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 遺族給付金の額は、第10条第2項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。
- (3) 年金の額は、第9条の定めにかかわらず、前第1号に基づいて算出した額とする。

3 「第5章過去勤務期間の通算」に関する経過措置

第17条、第18条および第19条の定めにかかわらず、つぎの取扱を行なうものとする。

- (1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。
  - ① 加入月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額(引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。)に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
  - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前項に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。
  - ① 過去勤務掛金の払込月(または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。)から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
  - ② 過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額
- (3) 遺族給付金の額は、前第1号または前第2号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。
- (4) 年金の額は、前第1号または前第2号に基づいて算出した額とする。

## 第5条(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期)

平成6年4月1日

平成8年4月1日

平成12年2月1日

平成15年6月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

第6条(退職金共済制度内における通算の実施時期)

平成12年6月1日

第7条(改訂の実施時期)

この規程は、平成25年5月28日から一部改訂実施する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改訂実施する。

この規程は、令和4年4月1日から一部改訂実施する。

脱退一時金額表

( 払方: 月払

掛金: 1,000円

)

別表 I  
(単位:円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	910	1,820	2,730	3,640	4,550	5,460	6,370	7,280	8,190	9,100	10,010	10,920
1	11,830	12,740	13,650	14,560	15,470	16,380	17,290	18,200	19,110	20,020	20,930	21,840
2	22,750	23,660	24,570	25,480	26,390	27,300	28,210	29,120	30,030	30,940	31,850	32,760
3	33,670	34,580	35,490	36,400	37,310	38,220	39,130	40,040	40,950	41,860	42,770	43,680
4	44,590	45,500	46,410	47,320	48,230	49,140	50,050	50,960	51,870	52,780	53,690	54,600
5	55,510	56,420	57,330	58,240	59,150	60,060	60,970	61,880	62,790	63,700	64,610	65,520
6	66,430	67,340	68,250	69,160	70,070	70,980	71,890	72,800	73,710	74,620	75,530	76,440
7	77,350	78,260	79,170	80,080	80,990	81,900	82,810	83,720	84,630	85,540	86,450	87,360
8	88,270	89,180	90,090	91,000	91,910	92,820	93,730	94,640	95,550	96,460	97,370	98,280
9	99,190	100,100	101,010	101,920	102,830	103,740	104,650	105,560	106,470	107,380	108,290	109,200
10	110,110	111,020	111,930	112,840	113,750	114,660	115,570	116,480	117,390	118,300	119,210	120,120
11	121,030	121,940	122,850	123,760	124,670	125,580	126,490	127,400	128,310	129,220	130,130	131,040
12	131,950	132,860	133,770	134,680	135,590	136,500	137,410	138,320	139,230	140,140	141,050	141,960
13	142,870	143,780	144,690	145,600	146,510	147,420	148,330	149,240	150,150	151,060	151,970	152,880
14	153,790	154,700	155,610	156,520	157,430	158,340	159,250	160,160	161,070	161,980	162,890	163,800
15	164,710	165,620	166,530	167,440	168,350	169,260	170,170	171,080	171,990	172,900	173,810	174,720
16	175,630	176,540	177,450	178,360	179,270	180,180	181,090	182,000	182,910	183,820	184,730	185,640
17	186,550	187,460	188,370	189,280	190,190	191,100	192,010	192,920	193,830	194,740	195,650	196,560
18	197,470	198,380	199,290	200,200	201,110	202,020	202,930	203,840	204,750	205,660	206,570	207,480
19	208,390	209,300	210,210	211,120	212,030	212,940	213,850	214,760	215,670	216,580	217,490	218,400
20	219,310	220,220	221,130	222,040	222,950	223,860	224,770	225,680	226,590	227,500	228,410	229,320
21	230,230	231,140	232,050	232,960	233,870	234,780	235,690	236,600	237,510	238,420	239,330	240,240
22	241,150	242,060	242,970	243,880	244,790	245,700	246,610	247,520	248,430	249,340	250,250	251,160
23	252,070	252,980	253,890	254,800	255,710	256,620	257,530	258,440	259,350	260,260	261,170	262,080
24	262,990	263,900	264,810	265,720	266,630	267,540	268,450	269,360	270,270	271,180	272,090	273,000
25	273,910	274,820	275,730	276,640	277,550	278,460	279,370	280,280	281,190	282,100	283,010	283,920
26	284,830	285,740	286,650	287,560	288,470	289,380	290,290	291,200	292,110	293,020	293,930	294,840
27	295,750	296,660	297,570	298,480	299,390	300,300	301,210	302,120	303,030	303,940	304,850	305,760
28	306,670	307,580	308,490	309,400	310,310	311,220	312,130	313,040	313,950	314,860	315,770	316,680
29	317,590	318,500	319,410	320,320	321,230	322,140	323,050	323,960	324,870	325,780	326,690	327,600
30	328,510	329,420	330,330	331,240	332,150	333,060	333,970	334,880	335,790	336,700	337,610	338,520
31	339,430	340,340	341,250	342,160	343,070	343,980	344,890	345,800	346,710	347,620	348,530	349,440
32	350,350	351,260	352,170	353,080	353,990	354,900	355,810	356,720	357,630	358,540	359,450	360,360
33	361,270	362,180	363,090	364,000	364,910	365,820	366,730	367,640	368,550	369,460	370,370	371,280
34	372,190	373,100	374,010	374,920	375,830	376,740	377,650	378,560	379,470	380,380	381,290	382,200
35	383,110	384,020	384,930	385,840	386,750	387,660	388,570	389,480	390,390	391,300	392,210	393,120
36	394,030	394,940	395,850	396,760	397,670	398,580	399,490	400,400	401,310	402,220	403,130	404,040
37	404,950	405,860	406,770	407,680	408,590	409,500	410,410	411,320	412,230	413,140	414,050	414,960
38	415,870	416,780	417,690	418,600	419,510	420,420	421,330	422,240	423,150	424,060	424,970	425,880
39	426,790	427,700	428,610	429,520	430,430	431,340	432,250	433,160	434,070	434,980	435,890	436,800
40	437,710	438,620	439,530	440,440	441,350	442,260	443,170	444,080	444,990	445,900	446,810	447,720
41	448,630	449,540	450,450	451,360	452,270	453,180	454,090	455,000	455,910	456,820	457,730	458,640
42	459,550	460,460	461,370	462,280	463,190	464,100	465,010	465,920	466,830	467,740	468,650	469,560
43	470,470	471,380	472,290	473,200	474,110	475,020	475,930	476,840	477,750	478,660	479,570	480,480
44	481,390	482,300	483,210	484,120	485,030	485,940	486,850	487,760	488,670	489,580	490,490	491,400
45	492,310	493,220	494,130	495,040	495,950	496,860	497,770	498,680	499,590	500,500	501,410	502,320
46	503,230	504,140	505,050	505,960	506,870	507,780	508,690	509,600	510,510	511,420	512,330	513,240
47	514,150	515,060	515,970	516,880	517,790	518,700	519,610	520,520	521,430	522,340	523,250	524,160
48	525,070	525,980	526,890	527,800	528,710	529,620	530,530	531,440	532,350	533,260	534,170	535,080
49	535,990	536,900	537,810	538,720	539,630	540,540	541,450	542,360	543,270	544,180	545,090	546,000

## 遺族一時金額表

( 払方: 月払

掛金: 1,000円

)

別表Ⅱ  
(単位:円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,910	11,820	12,730	13,640	14,550	15,460	16,370	17,280	18,190	19,100	20,010	20,920
1	21,830	22,740	23,650	24,560	25,470	26,380	27,290	28,200	29,110	30,020	30,930	31,840
2	32,750	33,660	34,570	35,480	36,390	37,300	38,210	39,120	40,030	40,940	41,850	42,760
3	43,670	44,580	45,490	46,400	47,310	48,220	49,130	50,040	50,950	51,860	52,770	53,680
4	54,590	55,500	56,410	57,320	58,230	59,140	60,050	60,960	61,870	62,780	63,690	64,600
5	65,510	66,420	67,330	68,240	69,150	70,060	70,970	71,880	72,790	73,700	74,610	75,520
6	76,430	77,340	78,250	79,160	80,070	80,980	81,890	82,800	83,710	84,620	85,530	86,440
7	87,350	88,260	89,170	90,080	90,990	91,900	92,810	93,720	94,630	95,540	96,450	97,360
8	98,270	99,180	100,090	101,000	101,910	102,820	103,730	104,640	105,550	106,460	107,370	108,280
9	109,190	110,100	111,010	111,920	112,830	113,740	114,650	115,560	116,470	117,380	118,290	119,200
10	120,110	121,020	121,930	122,840	123,750	124,660	125,570	126,480	127,390	128,300	129,210	130,120
11	131,030	131,940	132,850	133,760	134,670	135,580	136,490	137,400	138,310	139,220	140,130	141,040
12	141,950	142,860	143,770	144,680	145,590	146,500	147,410	148,320	149,230	150,140	151,050	151,960
13	152,870	153,780	154,690	155,600	156,510	157,420	158,330	159,240	160,150	161,060	161,970	162,880
14	163,790	164,700	165,610	166,520	167,430	168,340	169,250	170,160	171,070	171,980	172,890	173,800
15	174,710	175,620	176,530	177,440	178,350	179,260	180,170	181,080	181,990	182,900	183,810	184,720
16	185,630	186,540	187,450	188,360	189,270	190,180	191,090	192,000	192,910	193,820	194,730	195,640
17	196,550	197,460	198,370	199,280	200,190	201,100	202,010	202,920	203,830	204,740	205,650	206,560
18	207,470	208,380	209,290	210,200	211,110	212,020	212,930	213,840	214,750	215,660	216,570	217,480
19	218,390	219,300	220,210	221,120	222,030	222,940	223,850	224,760	225,670	226,580	227,490	228,400
20	229,310	230,220	231,130	232,040	232,950	233,860	234,770	235,680	236,590	237,500	238,410	239,320
21	240,230	241,140	242,050	242,960	243,870	244,780	245,690	246,600	247,510	248,420	249,330	250,240
22	251,150	252,060	252,970	253,880	254,790	255,700	256,610	257,520	258,430	259,340	260,250	261,160
23	262,070	262,980	263,890	264,800	265,710	266,620	267,530	268,440	269,350	270,260	271,170	272,080
24	272,990	273,900	274,810	275,720	276,630	277,540	278,450	279,360	280,270	281,180	282,090	283,000
25	283,910	284,820	285,730	286,640	287,550	288,460	289,370	290,280	291,190	292,100	293,010	293,920
26	294,830	295,740	296,650	297,560	298,470	299,380	300,290	301,200	302,110	303,020	303,930	304,840
27	305,750	306,660	307,570	308,480	309,390	310,300	311,210	312,120	313,030	313,940	314,850	315,760
28	316,670	317,580	318,490	319,400	320,310	321,220	322,130	323,040	323,950	324,860	325,770	326,680
29	327,590	328,500	329,410	330,320	331,230	332,140	333,050	333,960	334,870	335,780	336,690	337,600
30	338,510	339,420	340,330	341,240	342,150	343,060	343,970	344,880	345,790	346,700	347,610	348,520
31	349,430	350,340	351,250	352,160	353,070	353,980	354,890	355,800	356,710	357,620	358,530	359,440
32	360,350	361,260	362,170	363,080	363,990	364,900	365,810	366,720	367,630	368,540	369,450	370,360
33	371,270	372,180	373,090	374,000	374,910	375,820	376,730	377,640	378,550	379,460	380,370	381,280
34	382,190	383,100	384,010	384,920	385,830	386,740	387,650	388,560	389,470	390,380	391,290	392,200
35	393,110	394,020	394,930	395,840	396,750	397,660	398,570	399,480	400,390	401,300	402,210	403,120
36	404,030	404,940	405,850	406,760	407,670	408,580	409,490	410,400	411,310	412,220	413,130	414,040
37	414,950	415,860	416,770	417,680	418,590	419,500	420,410	421,320	422,230	423,140	424,050	424,960
38	425,870	426,780	427,690	428,600	429,510	430,420	431,330	432,240	433,150	434,060	434,970	435,880
39	436,790	437,700	438,610	439,520	440,430	441,340	442,250	443,160	444,070	444,980	445,890	446,800
40	447,710	448,620	449,530	450,440	451,350	452,260	453,170	454,080	454,990	455,900	456,810	457,720
41	458,630	459,540	460,450	461,360	462,270	463,180	464,090	465,000	465,910	466,820	467,730	468,640
42	469,550	470,460	471,370	472,280	473,190	474,100	475,010	475,920	476,830	477,740	478,650	479,560
43	480,470	481,380	482,290	483,200	484,110	485,020	485,930	486,840	487,750	488,660	489,570	490,480
44	491,390	492,300	493,210	494,120	495,030	495,940	496,850	497,760	498,670	499,580	500,490	501,400
45	502,310	503,220	504,130	505,040	505,950	506,860	507,770	508,680	509,590	510,500	511,410	512,320
46	513,230	514,140	515,050	515,960	516,870	517,780	518,690	519,600	520,510	521,420	522,330	523,240
47	524,150	525,060	525,970	526,880	527,790	528,700	529,610	530,520	531,430	532,340	533,250	534,160
48	535,070	535,980	536,890	537,800	538,710	539,620	540,530	541,440	542,350	543,260	544,170	545,080
49	545,990	546,900	547,810	548,720	549,630	550,540	551,450	552,360	553,270	554,180	555,090	556,000

年金月額表  
 ( 月払 1,000円 )  
 (単位：円)

別表Ⅲ

加入年数	年金月額
10	933
11	1,026
12	1,120
13	1,213
14	1,306
15	1,400
16	1,493
17	1,586
18	1,679
19	1,773
20	1,866
21	1,959
22	2,052
23	2,146
24	2,239
25	2,332
26	2,425
27	2,519
28	2,612
29	2,705
30	2,799
31	2,892
32	2,985
33	3,078
34	3,172
35	3,265
36	3,358
37	3,451
38	3,545
39	3,638
40	3,731
41	3,825
42	3,918
43	4,011
44	4,104
45	4,198
46	4,291
47	4,384
48	4,477
49	4,571
50	4,664
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

(A-90-0)

据置額表  
 ( 10,000円 当り )  
 (単位：円)

別表Ⅳ

加入年数	据置額
1	10,000
2	10,000
3	10,000
4	10,000
5	10,000
6	10,000
7	10,000
8	10,000
9	10,000
10	10,000
11	10,000
12	10,000
13	10,000
14	10,000
15	10,000
16	10,000
17	10,000
18	10,000
19	10,000
20	10,000
21	10,000
22	10,000
23	10,000
24	10,000
25	10,000
26	10,000
27	10,000
28	10,000
29	10,000
30	10,000
31	10,000
32	10,000
33	10,000
34	10,000
35	10,000
36	10,000
37	10,000
38	10,000
39	10,000
40	10,000
41	10,000
42	10,000
43	10,000
44	10,000
45	10,000
46	10,000
47	10,000
48	10,000
49	10,000
50	10,000

(A-00-0)